

第4章 計画の基本方針

第1節 計画の基本理念

地域福祉とは、地域の住民が主体となって、地域福祉を推進していこうとする取り組みです。そして、地域福祉計画とは、このような地域住民の自主的・積極的な社会福祉への参画、思いやりをもってみんなで支え合い助け合うという、ともに生きるまちづくりの活動を、総合的・包括的に取りまとめた計画のことをいいます。

また、社会福祉協議会においては、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの及び社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが、協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画を策定することが定められています。そして、行政が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、相互連携の下に策定されることが望ましいとされています。

第3期計画においてもこのような考え方の下に、それぞれ計画を一体的なものとして策定し、第1期計画から継続して次の基本理念を掲げて推進していくこととします。

誰もが住みつづけたくなる

居心地のいいまちづくり

第2節 基本目標

1. 人と地域が自立し支え合う温もりあふれるまちづくり

地域福祉を推進するためには、地域での支え合いや助け合いがとても重要です。そのために地域での様々な活動を通じて、身近な生活の悩みや困りごとについて話し合い解決していく住民意識の高揚やつながりや絆を強め、地域での支え合いや助け合いができるまちづくりを実現します。

2. 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

子どもから高齢者まで誰もが地域で安心して暮すためには、必要になったとき適切な福祉サービスが利用できるように環境を整えておくことが必要です。また困ったことや不安なことがあったときに、誰もが気軽に相談できる窓口があり、そのことを住民に広く周知することが重要です。

福祉サービスに関する情報提供や相談体制の充実を住民と吉賀町と吉賀町社協が連携をとって進めます。また住みなれた地域に住み続けることができるよう福祉サービスの充実を図ります。

3. 地域で安心して暮らすための基盤づくり

すべての住民が住み慣れた地域で自立して生活し、生き生きと自由に社会参加するためには、移動手段の確保や、利用しやすい環境の整備、様々な活動団体の育成などが必要です。このため交通弱者に対する移動手段の確保やバリアフリーのまちづくりを進めます。

さらに、住民の安全、安心を確保するために、地域住民・自治会などの既存団体・社協などの関係機関・行政等が協力し合いながら、声掛けや見守りなどの体制を強化します。